

# 平成31年度 入札契約制度の改正について

岡山市水道局

## 第1 建設工事関係

### ○解体工事における許容価格別入札参加エリアの一部見直し

解体工事における適正な施工等の確保を目的に、建設業法が改正（平成26年6月4日公布，平成28年6月1日施行）され、「とび・土工・コンクリート工事業」から「工作物の解体」が分離されて、建設業の許可業種に「解体工事業」が新設されました。

経過措置により、当局では施行の日から3年間は解体工事業の許可を受けずに解体工事の入札に参加できる取扱いとしていましたが、経過措置終了後の平成31年6月からは、市契約課の有資格者名簿における解体工事業の格付けを準用することとします。

また、解体工事の有資格者名簿準用に伴い、競争性の確保等を目的に、解体工事における許容価格別入札参加エリアを一部見直します。（別表1）

## 第2 建設コンサルタント業務等関係

### ○建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度対象の拡大

土木関係コンサルタント業務，測量業務，建築関係コンサルタント業務，地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下、「建設コンサルタント業務等」といいます。）におけるダンピング受注の防止対策として、最低制限価格制度対象業務を許容価格5,000万円未満（現行：2,500万円未満）まで拡大します。

この改正に伴い、低入札価格調査対象業務は許容価格5,000万円以上（現行：2,500万円以上）となり、また低入札価格調査基準価格未満で入札し、履行中等の者が参加できない入札についても、同様となります。

なお、平成31年4月1日以降に公告する建設コンサルタント業務等を対象とします。

(別表1) 許容価格別入札参加エリア

<変更前>

対象工事の 許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア (第2・第3格付)
6千万円以上 8千万円未満	B	小エリア
4千万円以上 6千万円未満	B	中学校区
1千5百万円以上 4千万円未満	B	中学校区
	C	
4百万円以上 1千5百万円未満	B	中学校区
	C	
4百万円未満	C	中学校区

<変更後>

対象工事の 許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア (第2・第3格付)
6千万円以上 8千万円未満	B	中エリア
4千万円以上 6千万円未満	B	小エリア
1千5百万円以上 4千万円未満	B	小エリア
	C	
1千5百万円未満	B	小エリア
	C	

解体工事入札参加エリア (変更後)

対象工事の許容価格	参加できる者	
	等級	営業所の属するエリア等
1500万SDR以上	公告で定める者	公告で定める者
20億円以上1500万SDR未満	特A上	準市内業者及び市内業者
15億円以上20億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 (特A下※はJ V工事に限る。)
	特A下※	
13億3千万円以上15億円未満	特A上	準市内業者及び市内業者
10億円以上13億3千万円未満	特A上	準市内業者及び市内業者 (特A下※はJ V工事に限る。)
	特A下※	
8億円以上10億円未満	特A上	従業員数10人以上の準市内業者及び市内業者 (特A下はJ V工事に限る。)
	特A下	
6億6千万円以上8億円未満	特A上	市内業者 (全市エリア) (特A下はJ V工事に限る。)
	特A下	
5億円以上6億6千万円未満	特A上	市内業者 (全市エリア) (特A下, A※はJ V工事に限る。)
	特A下	
	A※	
4億円以上5億円未満	特A上	市内業者 (全市エリア)

3億円以上4億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）	
	特A下※		
2億円以上3億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）	
	特A下		
1億円以上2億円未満	特A上	市内業者（全市エリア）	
	特A下		
	A※		
8千万円以上1億円未満	特A上	第1格付	市内業者（全市エリア）
	特A下 A	第2又は第3格付	
6千万円以上8千万円未満	特A下	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	
	A	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	市内業者（大エリア）（中区、東区は中区・東区エリア）
	B	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	市内業者（中エリア）
4千万円以上6千万円未満	特A下	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	
	A	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	市内業者（大エリア）（中区、東区は中区・東区エリア）
	B	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	市内業者（小エリア）
1千5百万円以上4千万円未満	A	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	市内業者（中エリア）
	B・C	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	市内業者（小エリア）
1千5百万円未満	B・C	第1格付	市内業者（全市エリア）
		第2又は第3格付	市内業者（小エリア）

注1：「第1格付」は第1格付業種が解体の者を示し、「第2又は第3格付」は土木又は建築が第1格付業種で、解体が第2又は第3格付業種の者を示す。許容価格1億円以上10億円未満の第2又は第3格付の者のエリアは、第1格付が解体の者と同じとする。許容価格10億円以上については、格付順位は問わない。

注2：※印の等級については、解体工事の施工に関するISO9000シリーズ認証取得者に限る。

注3：第2条第5号に規定する従業員数50人以上の準市内業者は、上表中の市内業者とみなす。